

重 要 事 項 説 明 書

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

当事業所は、利用者に対して、外部サービス利用型特定入居者生活介護または外部サービス利用型介護予防特定入居者生活介護を提供します。

契約締結に際して、ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

法 人 名	社会福祉法人 阿武福祉会
所 在 地	山口県阿武郡阿武町大字木与 10039 番地 5
代 表 者	理事長 中野 貴夫
電話番号	08388-2-0088
設立年月日	平成 17 年 4 月 1 日

2. ご利用事業所

事業所名称	養護老人ホーム 清ヶ浜清光苑
施設の種類	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護
介護保険番号	指定 3578100574
所 在 地	山口県阿武郡阿武町大字木与 10037 番地 3
管 理 者	施設長 佐村 秀典
電話番号	08388-2-3071
FAX 番号	08388-2-3316

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	当事業所は、介護保険法令に従い、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護計画または外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護計画（以下「特定施設サービス計画」という。）の作成、利用者の安否確認、生活相談等（以下「基本サービス」という。）ならびに事業所が委託する居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）が特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事の介護その他日常生活上のお世話、機能訓練及び療養上のお世話をすることを目的としています。
運営方針	当事業所は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による居宅サービスを、円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、事業所において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう努めます。 事業所は、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

4. 施設の概要

建 物	構造	鉄筋コンクリート造り平屋建て（準耐火建築）
	延べ床面積	2422.41 m ²
	利用定員	50 人

(1) 居室

居室の種類	室 数	面 積	1 人あたりの面積
1 人部屋	50 室	338.78 m ²	13.03 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	室 数	面 積
食堂・集会所	1	151.18 m ²
デイルーム	1	
静 養 室	1	
医 務 室	1	
浴 室	2	

5. 職員体制（主たる職員）

職員の種類	員数	職務内容
管 理 者	1 人	事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う
計画作成担当者	1 人	介護計画作成に関するこ
生 活 相 談 員	1 人	生活相談業務に関するこ
介 護 職 員	8 人以上	日常生活上の介護に関するこ
医 師	1 人	

6. 職員の勤務体制

職員の職種	勤 務 時 間	
管 理 者	8 : 30～17 : 30	
計画作成担当者	9 : 00～18 : 00	
生 活 相 談 員	9 : 00～18 : 00	
介 護 職 員	早番 日勤 遅番 夜勤	7 : 00～16 : 00 9 : 00～18 : 00 10 : 00～19 : 00 17 : 00～翌 9 : 00
医 師	毎週 1 回	

7. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「消防等防災計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	地元の消防団、阿武町との連携
平常時の訓練	別途定める「消防等防災計画」にのっとり避難訓練を年2回以上、入居者の方も参加して実施します。
防災設備	・スプリンクラー設備 　・消火器 　・自動火災通報装置 ・消防機関へ通報する火災報知設備 　・誘導灯及び誘導標識 　・非常電源（自家発電装置）・ガス漏れ報知器 ・カーテンなどは防炎性能のあるものを使用
消防計画書	萩市消防本部　　防火管理者：施設長 佐村秀典

8. 利用対象者

利用対象者は、養護老人ホーム清ヶ浜清光苑入居者のうち、介護保険制度における介護認定の結果、要介護または要支援と認定された方が対象となり、事業所と介護サービスの利用に係る契約を締結していくことになります。

（利用者が、個々の受託居宅サービス事業者と直接利用契約をする必要はありません。）

9. 契約からサービス提供までの流れ

- ① 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「特定施設サービス計画」により定めます。
- ② 計画作成担当者に「特定施設サービス計画」の原案作成や、そのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ③ 「特定施設サービス計画」は、必要時、利用者及び家族と協議して変更いたします。
- ④ 「特定施設サービス計画」が変更された場合には、利用者及び家族に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

10. 業務の委託

利用者に提供するサービスについては、以下の受託居宅サービス事業者に委託するものとします。

① 指定訪問介護

名称 : 清ヶ浜ヘルパーステーション
所在地 : 山口県阿武郡阿武町大字木与 10037 番地 3

② 指定通所介護

名称 : 清ヶ浜デイサービスセンター
所在地 : 山口県阿武郡阿武町大字木与 10037 番地 3

③ 指定訪問看護

名称 : 株式会社 訪問看護ステーション心萩
所在地 : 山口県萩市大字椿東 2531 番地 1

11. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

以下のサービスを受託居宅サービス事業者を通して提供します。

種類	内容
食事	栄養ならびに利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。 (食事時間) 朝食 7時40分～ 昼食 12時00分～ 夕食 17時30分～
排泄	利用者の状況に応じて、適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴・清拭	月曜日から土曜日に実施します。
離床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。
着替え	生活のリズムを考え、着替えを行うよう配慮します。
シーツ交換	月に1～2回、または汚れた都度行います。
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

次のサービスは、利用料金の全額利用者の負担となります。

サービス種別	内容
理美容	必要に応じて、理容師、美容師の出張による理髪、美容サービスをご利用いただけます。その際、理美容代の実費をご負担いただきます。
日常生活用品	日常生活用品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用の実費をご負担いただきます。 (例) 衣服、履物、歯ブラシ、外部クリーニング代、外食代、外部施設入場料、その他注文購入品等
預り金管理費用	財産管理委託契約書により預り金を管理する費用として1ヶ月につき1,000円をご負担いただきます。
通院時の付添費用	阿武町外への医療機関等への付き添い費用として1回1,000円、通院時間が2時間を越える場合は30分を増す毎に500円をご負担いただきます。
通院時等ガソリン代	阿武町外への医療機関等への送迎にかかるガソリン代を1kmにつき37円ご負担いただきます。
入院時の援助費用	入院時の付き添い等の費用として3,000円をご負担いただきます。
事務手数料	日常生活に要する書類の提出代行等の事務手数料として1ヶ月につき1,000円をご負担いただきます。

(3) 利用料金

別紙の料金表によって、要介護度に応じた利用料金から、介護保険給付額および、介護サービス利用者負担加算の額を除いた金額をお支払下さい。
(サービス利用料金は、要介護度及び費用徴収階層に応じて異なります。)

(4) 利用料金の支払方法

措置権者に納める入所費、前記の自己負担にかかる費用は、1ヶ月ごとの利用日数に基づいて計算し、請求いたします。翌月 25 日に口座引き落としましたは代行での払い出しにてお支払いいただきます。

ただし、医療費等に関しては、都度、お支払いいただくことがあります。

12. 居室の変更

事業所は、心身の状況により、居室を変更する場合があります。この場合、関係する特定利用者及び一般入居者に対して、十分に説明し同意を得るものとします。

13. サービス提供における事業者の義務及び留意事項

事業所は、利用者に対してサービスを提供するに当たって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します
- ② 利用者の体調・健康状態からみて、必要な場合には、医師または看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施します。
- ③ サービスを行っているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師または協力医療機関への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また身元引受人へ速やかに連絡を行います。
- ④ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難・救出・その他必要な訓練を行います。
- ⑤ 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、別途定める、身体拘束防止マニュアルにのっとり、適正な手続きをとった上で、行います。
- ⑥ 利用者が受けている要介護または要支援認定期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。
- ⑦ 利用者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを 2 年間保管し、利用者若しくは身元引受人の請求に応じてこれを閲覧、複写物を交付します。

- ⑧ 特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業所により、適切な介護サービスが提供されるよう、必要な装置を講じます、
- ⑨ 事業者及び職員は、サービスを提供するに当たって知り得た利用者またはその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。ただし、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者の円滑な退居のために援助を行う際に、情報提供を行います。

14. サービス利用に関する留意事項

(1) 施設・設備利用上の注意事項

- ① 事業所の施設、設備、敷地は、その本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、事業者及び職員が、利用者の居室に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。
- ③ 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備や備品を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、利用者の自己負担により原状に回復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

(2) 禁止行為

- ① けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- ② 政治活動、営利活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 決められた場所以外での喫煙。
- ④ 指定した場所以外で火気を用い、または自炊すること。
- ⑤ 事業所の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- ⑥ 故意または無断で、設備もしくは備品に損害を与え、またはこれらを事業所外に持ち出すこと。
- ⑦ 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）。
- ⑧ 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）。
- ⑨ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な いやがらせ行為）。

15. 医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により下記の協力医療機関において診療を受けることができます。

ただし、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。

また、下記の医療機関での診療を義務づけるものではありません。

医療機関名	阿武町国民健康保険 あぶ診療所
所長名	長谷 亮佑
所在地	山口県阿武郡阿武町大字奈古 2860 番地 1
診療科	内科
入院設備	なし

医療機関名	医療法人医誠会 都志見病院
院長名	山本 達人
所在地	山口県萩市江向 413 番地 1
診療科	内科・外科・放射線科・泌尿器科・産婦人科等
入院設備	あり

医療機関名	萩むらた病院
院長名	村田 洋一郎
所在地	山口県萩市古萩町 30 番地の 1
診療科	整形外科・外科・内科・泌尿器科等
入院設備	あり

医療機関名	和田歯科医院
院長名	和田 孝宣
所在地	山口県阿武郡阿武町大字奈古 2856 の 1
診療科	歯科
入院設備	なし

16. サービス利用契約の終了について

契約満了期間の 30 日前までに利用者からの契約終了の申し出がない場合には、更に 6 ヶ月（要介護認定有効期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用するることができます。

(1) 施設を退居していただく場合

- ① 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により当事業所を閉鎖した場合

- ② 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ③ 利用者から退居の申し出があった場合
- ④ 事業者から退居の申し出を行った場合

(2) やむを得ない契約の終了

以下のような事項に該当するにいたった場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 介護の重篤化や常に医療的措置が必要となった場合
- ③ 事業者が解散、破産した場合または、やむを得ない事由により事業所を廃止した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者から解約の申し出があった場合
- ⑦ 事業所から解約の申し出を行った場合
- ⑧ 第14条(2)の禁止行為を繰り返し行うなど改善や反省が見られない場合
- ⑨ 職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して支援を提供することが著しく困難になった場合

(3) 利用者からの申し出

契約の有効期間内であっても、退居を申し出ることができます。その場合は、退居を希望する1ヶ月前までに届け出て下さい。

ただし、以下の場合には、即時契約を解約し施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ 事業者もしくは職員が正当な理由なく、本契約に定める外部サービス利用型特定入居者生活介護サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくは職員が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくは職員が故意または過失により、利用者の身体・財物・信用などを傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事業が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が、本人の身体・財物・信用などを傷つけた場合、もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(4) 事業者からの申し出

以下の事項に該当する場合には、契約を解約し、退居していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者によるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これを支払わない場合
- ③ 利用者が故意または重大な過失により、事業者または職員もしくは、他の利用者の財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者の行動が他の利用者や職員の生命、身体及び精神面に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ ご家族から過度な要望が続き対応が困難である場合
- ⑥ 利用者が 3 ヶ月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合で、措置権者からの措置解除の通知があった場合
- ⑦ 利用者が介護老人福祉施設または、介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

17. 事故発生時の対応について

事業所において、サービスの提供により事故が発生した場合は、措置権者、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

18. 緊急時の対応について

サービス利用中に症状の急変が生じた場合、また、その他必要な場合は家族または緊急連絡先に連絡し、必要に応じて主治医または協力医療機関に連絡をとる等、適切に対応します。

19. 安否確認について

介護職員による巡回を約 2 時間おきに行い、利用者の様子観察を行っています。また、各居室内およびトイレ内に非常通報装置を設置し、常時利用者からの緊急の訴えに対応しています。

20. 損害賠償について

(1) 事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を逸れます。

- ① 利用者（その家族、身元引受人も含む）が契約に際し、利用者の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者（その家族、身元引受人も含む）がサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- ④ 利用者が、事業者もしくは職員の指示等に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

21. 虐待防止のための措置について

(1) 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ② 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
- ④ その他虐待防止のために必要な措置

22. 苦情の受付について

(1) 事業所における苦情の受付

苦情や相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

清ヶ浜清光苑特定施設入居者生活介護事業所

住所 山口県阿武郡阿武町大字木与 10037 番地 3

電話 08388-2-3071

○ 苦情解決責任者

[職名] 管理者

[氏名] 佐村 秀典

○ 苦情受付担当者 (受付時間 月～金 9:00～18:00)

[職名] 生活相談員

[氏名] 森野 貴幸

上記以外の時間帯には、養護老人ホーム清ヶ浜清光苑の日直者または宿直者が受け付け、担当者に報告いたします。

受け付けた苦情につきましては、職員間での話し合い、または必要な場合、第三者の介入を受け、速やかに解決するよう努めます。

また、苦情の受け付け、解決の方法、職員への周知徹底、申し出者への対応等を記録し、以後の業務の参考といたします。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

○ 社協心配事相談

阿武郡阿武町大字奈古 3081 番地の 5

電話 08388-2-2615

○ 山口県国民健康保険連合会

山口市大字朝田 1980-1

電話 083-995-1010

○ 阿武町役場 健康福祉課

阿武郡阿武町大字奈古 2636 番地

電話 08388-2-3113

○ 萩市役所 高齢者支援課

萩市大字江向 510 番地

電話 0838-25-3137

○ 益田市役所 高齢者支援課

島根県益田市常盤町 1-1

電話 0856-72-0673

別紙 料金表

R7.9~

○介護サービス利用料

以下の料金から、介護サービス利用者負担加算割合を除いた額が利用者負担額となります。

介護利用料（1日あたり）

	基本報酬	利用者負担額
基本単価	840 円	84 円
要介護 1	5,420 円	542 円
要介護 2	6,090 円	609 円
要介護 3	6,790 円	679 円
要介護 4	7,440 円	744 円
要介護 5	8,130 円	813 円

予防介護利用料（1日あたり）

	基本報酬	利用者負担額
基本単価	570 円	57 円
要支援 1	1,830 円	183 円
要支援 2	3,130 円	313 円

加算

強化体制加算 I	1日につき 22 単位を加算
処遇改善加算 I	所定単位数にサービス加算率 12.8% を乗じたもの/月額

※処遇改善加算については（I）または（II）のいずれかの加算になります。

○介護サービス利用者負担加算割合（入所費の金額により異なります）

費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合
1	100%	30	65%
2～22	99%	31	64%
23	95%	32	63%
24	91%	33	62%
25	86%	34	57%
26	81%	35	54%
27	76%	36	51%
28	71%	37	48%
29	66%	38	45%